

当金庫の預金商品の概要【にしんシルバーあい】

1. 商品名 (愛称)	定期積金 (愛称) にしんシルバーあい
2. 販売対象	・当金庫で各種公的年金の振込を受けておられる方。
3. 期間	・2年以上5年以内
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・2ヶ月毎の隔月掛込み(自動振替を原則とします) ・20,000円以上 ・100円単位
5. 払戻(払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法(額) (3) 計算方法	・固定金利 ・店頭備え置きチラシに表示しています。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優の利用は出来ません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のは「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに0.7%上乗せした利率)。 ・普通預金・当座預金からの自動振替による預け入れができます。
10. 中途解約の取扱	・満期前に解約する場合は中途解約利率(解約日の普通預金利率)により計算した利息と共に支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または、業務部(9時～17時、電話：0120-86-2440)にお申し出ください。 ・兵庫県弁護士会(電話：078-341-8227)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部または、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接申立てていただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となるべき事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 ※満期日を繰り延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利息により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、これらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。